

茨城県障害者スポーツ・文化協会 障害者スポーツ用競技用具等貸出要綱

1 目的

この要綱は、障害者スポーツの普及・啓発を図るため、障害者スポーツに関する活動等を実施する個人及び団体に対し、茨城県障害者スポーツ・文化協会（以下「協会」という。）が所有する競技用具等（以下「用具」という。）を無償で貸与することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

2 貸出用具

別表「貸出物品一覧」のとおりとする。

3 貸出・返却場所

茨城県障害者スポーツ・文化協会（水戸市笠原町 978 番 6）

4 貸出許可基準

次の条件を全て満たしていることとする。

- (1) 茨城県内に現住所を有する個人又は団体であること。
- (2) 使用目的が、障害者スポーツの普及・啓発に関する活動等であること。
- (3) 営利を目的とした活動等ではないこと。
- (4) 貸出対象者は次のいずれかに該当する個人及び団体とする。
 - ① 障害者
 - ② 障害者福祉サービス等を行う施設
 - ③ 福祉関係団体
 - ④ 行政・教育関係機関
 - ⑤ その他
- (5) 但し、(1) ～ (4) に該当しない場合でも、協会が特に必要と認めた場合はその限りではない。

5 用具の貸出及び返却方法

- (1) 原則として、借用日の 2 週間前までに貸出状況を確認のうえ、予約をする。
- (2) 別紙様式により、借用日の 1 週間前までに協会あて提出する。
- (3) 貸出及び返却の際は、3 に規程の場所において直接受渡しを行う。また、用具の運搬に係る経費は使用者の負担とする。

6 貸出期間

原則 2 週間とする。但し、協会が特に必要と認めた場合はこの限りではない。

7 その他

- (1) 貸出及び返却の際は、協会職員立会いのもと、用具の種類・数量・状態を確認する。

なお、使用者が用具を紛失又は破損させた場合、協会は使用者に対して購入又は修理に係る費用を請求することができるものとする。
- (2) 用具の転貸は禁止とする。
- (3) 使用者は、善良な管理に務めなければならない。
- (4) 使用者は、返却時には用具を清掃、点検する。

附則 この要綱は、令和 2（2020）年 2 月 1 日から適用する。